

発注情報詳細等

件名

- 「学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その1（鶴見区ほか2区）」
- 「学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その2（西区ほか2区）」
- 「学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その3（中区ほか2区）」
- 「学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その4（港南区ほか2区）」
- 「学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その5（旭区ほか2区）」
- 「学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その6（緑区ほか2区）」

（令和5年1月31日公表分）

横浜市教育委員会事務局人権健康教育部
健康教育・食育課

発注情報詳細等 目次

学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託 その1（鶴見区ほか2区） ほか5件の入札について	1
発注情報詳細（物品・委託等）	2
設計書（6件分）	3
委託仕様書（6件共通）	37
委託契約書表紙（6件分）	40
委託契約約款（特約付き・6件共通）	46
質問書（6件共通）	57
公募型指名競争入札参加意向申出書（6件共通）	58
委託業務経歴書（6件共通）	59
入札書（6件共通）	60
入札辞退届（6件共通）	61

学校給食牛乳パック等古紙リサイクル委託その1（鶴見区ほか2区）ほか5件の入札について

横浜市教育委員会事務局
人権健康教育部健康教育・食育課

1 競争入札に付する事項

別添発注情報詳細（物品・委託等）のとおり

2 設計図書《仕様書》に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり回答を求める場合、令和5年2月7日（火）午後5時00分（必着）までに別紙「質問書」様式に準じて質問項目を健康教育・食育課に、ファクシミリもしくは電子メールにより提出してください。併せて、提出の際には電話等で連絡くださるようお願いいたします。

(2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課 給食係 武藤
ファクシミリ 045(681)1456
電子メールアドレス ky-kenkokyoiku@city.yokohama.jp

(3) 回答

令和5年2月14日（火）までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

(2) 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。

(3) 入札方法は、案件ごとに入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。

(4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

4 契約手続きに関する問い合わせ先

健康教育・食育課 給食係 武藤 電話 045(671)4136（直通）

発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による		
件名	学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その1（鶴見区ほか2区）ほか5件		
納入／履行場所	設計図書のとおり		
納入／履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（全件共通）		
入札参加資格	営業種目	資源化委託	
	所在地区分	市内	
	その他	<p>1 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>2 令和3・4年度一般競争入札有資格者名簿（物品委託）で、営業種目「資源化委託」を登録し、かつ細目A「古紙」で登録をしている、市内中小業者。</p> <p>3 2のうち、一般廃棄物収集運搬業許可の資格を有する業者。</p> <p>4 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>	
提出書類	<p>①公募型指名競争入札参加意向申出書</p> <p>②委託業務経歴書</p> <p>※①、②共に案件ごとに提出してください。 （6件全てに参加する場合、①、②を6枚ずつ提出となります。）</p>		
設計図書	3ページ以降		
入札参加申込締切日時	令和5年2月17日 午後5時00分 持参または郵送による		
指名・非指名通知日	令和5年2月28日		
質疑締切日時	令和5年2月7日 午後5時00分	回答期限日	令和5年2月14日 午後5時00分
入札及び開札日時	令和5年3月8日 午前11時		
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎9階 共用会議室 9N03		
支払い条件	前金払い	しない	部分払い 12回以内
注意事項	この契約は、令和5年度横浜各会計予算が令和5年3月31日までに横浜市会において議決されることを停止条件とする案件です。		
発注担当課	教育委員会事務局健康教育・食育課 電話 045(671)4136		
契約担当課	教育委員会事務局健康教育・食育課		

受付番号	種目番号	連絡先	教育委員会事務局健康教育・食育課 担当者名 武藤 電話 (045)-671-4136
------	------	-----	---

設 計 書

- 1 委託名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その1（鶴見区ほか2区）
- 2 履行場所 横浜市立旭小学校 ほか 32校
- 3 履行期間
又は期限 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 期限 令和 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約条項

- 6 現場説明 不要

- 7 委託概要 横浜市立の給食実施校において、給食実施に伴い排出された
牛乳パック等古紙を、各学校から収集し、リサイクルする。

横浜市教育委員会事務局

8 部分払

■ する (12 回以内)

□ しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)
学校給食牛乳パック等 古紙のリサイクル業務	4月～3月	(35,302)	kg		()

※単価及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算金額の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	()
内訳 業務価格	()
消費税及び地方消費税相当額	()

横浜市教育委員会事務局

工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル 業務	(35,302)	kg		()	内訳のとおり
小 計				()	
消費税及び地方消費税相当額				()	
合 計				()	

内 訳

直接経費

工 種	総処理量	単 位	単価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル業務	(35,302)	kg		()	総処理量は内訳表-1参照
合 計	(35,302)			()	

内訳表－1（種別年間排出量）

工 種	1日あたり排出量	単 位	給食実施日	総排出量	摘 要
牛乳パック	(183.438)	kg	178	()	1日あたり排出量は内訳表-2参照 (1kg未満四捨五入)
プルーン発酵乳パック	(264.966)	kg	10	()	1日あたり排出量は内訳表-3参照 (1kg未満四捨五入)
合 計		kg	188	()	総処理量

内訳表－2（牛乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
鶴見区（10校）	(0.009)	kg	6,529	()	
神奈川区（9校）	(0.009)	kg	4,536	()	
港北区（14校）	(0.009)	kg	9,317	()	
合 計			20,382	()	1日あたり排出量

内訳表－3（プルーン発酵乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
鶴見区（10校）	(0.013)	kg	6,529	()	
神奈川区（9校）	(0.013)	kg	4,536	()	
港北区（14校）	(0.013)	kg	9,317	()	
合 計			20,382	()	1日あたり排出量

No.	学校名 (特別支援・義務 教育学校以外は小 学校)	児童数 (予定)	所在区	所在地	電話番号	FAX番号
1	旭	729	鶴見	北寺尾四丁目25-1	581-4178	585-9453
2	市場 (本校)	980	鶴見	元宮一丁目13-1	581-2107	581-9387
3	市場小学校けやき 分校	552	鶴見	元宮二丁目5-29	580-0105	580-0135
4	駒岡	754	鶴見	駒岡三丁目14-1	581-3248	585-9491
5	汐入	194	鶴見	汐入町二丁目36	501-7862	507-0073
6	下末吉	163	鶴見	下末吉二丁目25-6	581-2586	585-9484
7	末吉	633	鶴見	上末吉一丁目9-1	581-2244	585-9437
8	鶴見	949	鶴見	鶴見中央三丁目19-1	521-9618	507-0058
9	寺尾	607	鶴見	東寺尾五丁目19-1	581-7084	585-9486
10	矢向	968	鶴見	矢向三丁目8-1	581-4672	585-9476
11	浦島	546	神奈川	浦島丘16	401-4437	431-0291
12	神橋	557	神奈川	六角橋二丁目34-19	491-9493	491-9830
13	子安	1,155	神奈川	新子安一丁目36-1	421-0993	431-0198
14	西寺尾	364	神奈川	西寺尾二丁目5-1	431-1270	431-0179
15	西寺尾第二	682	神奈川	西寺尾二丁目15-1	421-4124	431-0326
16	二谷	415	神奈川	平川町11-1	491-8948	491-7983
17	南神大寺	226	神奈川	神大寺二丁目9-16	481-3066	481-9775
18	菅田の丘	504	神奈川	菅田町674	472-2815	472-9827
19	盲特別支援	87	神奈川	松見町1-26	431-1629	423-0284
20	菊名	915	港北	菊名五丁目18-1	401-9423	431-1563
21	北綱島	599	港北	綱島西五丁目14-40	542-9248	542-4409
22	港北	755	港北	菊名二丁目15-1	431-8493	431-3319
23	小机	573	港北	小机町1382-10	472-8591	472-9582
24	篠原	686	港北	篠原東三丁目27-1	401-9532	431-9538
25	下田	679	港北	下田町四丁目10-1	561-2688	561-8394
26	新吉田第二	465	港北	新吉田町491-1	592-6905	592-5394
27	高田	524	港北	高田町1774	591-0700	591-2169
28	高田東	387	港北	高田東二丁目33-1	542-8777	541-4419
29	新田	535	港北	新吉田町3226	591-0106	591-0946
30	日吉南	781	港北	日吉本町四丁目2-6	561-7300	561-8459
31	箕輪	1,052	港北	箕輪町二丁目7-1	565-1150	565-1152
32	師岡	1,289	港北	師岡町986	542-5805	541-0974
33	北綱島特別支援	77	港北	綱島西五丁目14-54	545-0126	545-0146
	33校分合計	20,382				

受付番号	種目番号	連絡先	教育委員会事務局健康教育・食育課 担当者名 武藤 電話 (045)-671-4136
------	------	-----	---

設 計 書

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 委託名 | 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その2（西区ほか2区） |
| 2 | 履行場所 | 横浜市立東小学校 ほか 41校 |
| 3 | 履行期間
又は期限 | <input checked="" type="checkbox"/> 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
<input type="checkbox"/> 期限 令和 年 月 日まで |
| 4 | 契約区分 | <input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約 |
| 5 | その他特約条項 | <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> |
| 6 | 現場説明 | 不要 |
| 7 | 委託概要 | 横浜市立の給食実施校において、給食実施に伴い排出された
牛乳パック等古紙を、各学校から収集し、リサイクルする。 |

横浜市教育委員会事務局

8 部分払

する (12 回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)
学校給食牛乳パック等 古紙のリサイクル業務	4月～3月	(36,488)	kg		()

※単価及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算金額の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	()
内訳 業務価格	()
消費税及び地方消費税相当額	()

横浜市教育委員会事務局

工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル 業務	(36,488)	kg	51.6	()	内訳のとおり
小 計				()	
消費税及び地方消費税相当額				()	
合 計				()	

内 訳

直接経費

工 種	総処理量	単 位	単価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル業務	(36,488)	kg		()	総処理量は内訳表-1参照
合 計	(36,488)			()	

内訳表－1（種別年間排出量）

工 種	1日あたり排出量	単 位	給食実施日	総排出量	摘 要
牛乳パック	(193.847)	kg	178	()	1日あたり排出量は内訳表-2参照 (1kg未満四捨五入)
プルーン発酵乳パック	(198.259)	kg	10	()	1日あたり排出量は内訳表-3参照 (1kg未満四捨五入)
合 計		kg	188	()	総処理量

内訳表－2（牛乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
西区（9校）	(0.011)	kg	4,106	()	
南区（18校）	(0.011)	kg	7,776	()	
保土ヶ谷区（3校）※1	(0.009)	kg	1,103	()	
保土ヶ谷区（12校）※2	(0.011)	kg	4,838	()	
合 計			17,823	()	1日あたり排出量

※1：対象は「別紙」保土ヶ谷区内の川島、上星川、ろう特別支援の3校

※2：対象は「別紙」保土ヶ谷区内の川島、上星川、ろう特別支援を除いた12校

内訳表－3（プルーン発酵乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
西区（9校）	(0.011)	kg	4,106	()	
南区（18校）	(0.011)	kg	7,776	()	
保土ヶ谷区（3校）※1	(0.013)	kg	1,103	()	
保土ヶ谷区（12校）※2	(0.011)	kg	4,838	()	
合 計			17,823	()	1日あたり排出量

※1：対象は「別紙」保土ヶ谷区内の川島、上星川、ろう特別支援の3校

※2：対象は「別紙」保土ヶ谷区内の川島、上星川、ろう特別支援を除いた12校

No.	学校名 (特別支援・義務 教育学校以外は小 学校)	児童数 (予定)	所在区	所在地	電話番号	FAX番号
1	東	300	西	東ヶ丘59	231-4846	262-5017
2	一本松	307	西	西戸部町1-115	241-7034	262-5051
3	稲荷台	384	西	藤棚町二丁目220	231-1822	262-5062
4	浅間台	324	西	浅間台3-237	311-6648	311-9928
5	戸部	391	西	伊勢町2-115	231-4515	262-5016
6	西前	555	西	中央二丁目27-7	323-1801	320-0934
7	平沼	667	西	平沼二丁目11-36	322-1951	322-8251
8	みなとみらい本町	464	西	高島一丁目2-3	451-1515	451-1511
9	宮谷	714	西	宮ヶ谷6-7	311-2468	311-4958
10	石川	332	南	中村町一丁目66	261-0743	262-5068
11	井土ヶ谷	572	南	井土ヶ谷上町2-1	741-5589	713-7957
12	大岡	639	南	大橋町三丁目49	711-0818	713-3563
13	太田	315	南	三春台42	231-6890	262-5077
14	永田	543	南	永田北二丁目6-12	741-4515	713-7949
15	永田台	373	南	永田みなみ台6-1	714-4277	713-3631
16	中村	270	南	中村町四丁目269-1	261-1985	262-5102
17	日枝	586	南	山王町5-31	261-3764	262-5086
18	藤の木	552	南	大岡四丁目10-1	731-0606	713-7916
19	別所	546	南	別所六丁目3-1	715-2973	713-4059
20	蒔田	435	南	蒔田町1020	712-2300	713-3596
21	南	549	南	中里一丁目6-16	731-0373	713-7954
22	南太田	386	南	南太田一丁目17-1	731-9001	713-8129
23	南吉田	633	南	高根町2-14	231-8082	262-5081
24	六つ川	361	南	六ツ川三丁目4-12	741-8709	713-7945
25	六つ川台	261	南	六ツ川三丁目65-9	715-3077	713-3662
26	六つ川西	343	南	六ツ川二丁目156-1	742-6301	743-2394
27	中村特別支援	80	南	中村町四丁目269-1	261-9863	261-9872
28	今井	257	保土ヶ谷	今井町981-1	351-3392	351-7296
29	岩崎	339	保土ヶ谷	岩崎町22-1	331-5123	331-5343
30	帷子	306	保土ヶ谷	川辺町65-1	335-5896	331-5109
31	権太坂	383	保土ヶ谷	権太坂二丁目4-1	742-6311	743-2415
32	桜台	538	保土ヶ谷	桜ヶ丘一丁目13-1	341-6848	331-5418
33	瀬戸ヶ谷	385	保土ヶ谷	瀬戸ヶ谷町243	713-8336	713-9749
34	初音が丘	571	保土ヶ谷	藤塚町1-1	351-1201	351-7304

No.	学校名 (特別支援・義務 教育学校以外は小 学校)	児童数 (予定)	所在区	所在地	電話番号	FAX番号
35	藤塚	261	保土ケ谷	新桜ヶ丘1-22-1	351-2314	351-7349
36	富士見台	557	保土ケ谷	岩井町307	741-4169	713-4034
37	星川	370	保土ケ谷	星川三丁目18-1	332-2101	331-5052
38	保土ケ谷	301	保土ケ谷	神戸町129-4	332-7095	332-7097
39	峯	570	保土ケ谷	峰岡町一丁目10	331-5302	331-5226
40	上星川	519	保土ケ谷	上星川町二丁目51-1	381-7227	381-7331
41	川島	424	保土ケ谷	川島町1162	371-0757	381-7248
42	ろう特別支援	160	保土ケ谷	常盤台81-1	335-0411	333-4807
	42校分合計	17,823				

受付番号	種目番号	連絡先	教育委員会事務局健康教育・食育課 担当者名 武藤 電話 (045)-671-4136
------	------	-----	---

設 計 書

- 1 委託名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その3（中区ほか2区）
- 2 履行場所 横浜市立大鳥小学校 ほか 44校
- 3 履行期間
又は期限 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 期限 令和 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約条項

- 6 現場説明 不要
- 7 委託概要 横浜市立の給食実施校において、給食実施に伴い排出された
牛乳パック等古紙を、各学校から収集し、リサイクルする。

横浜市教育委員会事務局

8 部分払

する (12 回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)
学校給食牛乳パック等 古紙のリサイクル業務	4月～3月	(42,185)	kg		()

※単価及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算金額の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	()
内訳 業務価格	()
消費税及び地方消費税相当額	()

横浜市教育委員会事務局

工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル 業務	(42,185)	kg		()	内訳のとおり
小 計				()	
消費税及び地方消費税相当額				()	
合 計				()	

内 訳

直接経費

工 種	総処理量	単 位	単価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル業務	(42,185)	kg		()	総処理量は内訳表-1参照
合 計	(42,185)			()	

内訳表－1（種別年間排出量）

工 種	1日あたり排出量	単 位	給食実施日	総排出量	摘 要
牛乳パック	(224.389)	kg	178	()	1日あたり排出量は内訳表-2参照 (1kg未満四捨五入)
プルーン発酵乳パック	(224.389)	kg	10	()	1日あたり排出量は内訳表-3参照 (1kg未満四捨五入)
合 計		kg	188	()	総処理量

内訳表－2（牛乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
中区（9校）	(0.011)	kg	4,526	()	
磯子区（16校）	(0.011)	kg	7,796	()	
金沢区（20校）	(0.011)	kg	8,077	()	
合 計			20,399	()	1日あたり排出量

内訳表－3（プルーン発酵乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
中区（9校）	(0.011)	kg	4,526	()	
磯子区（16校）	(0.011)	kg	7,796	()	
金沢区（20校）	(0.011)	kg	8,077	()	
合 計			20,399	()	1日あたり排出量

No.	学校名 (特別支援・義務 教育学校以外は小 学校)	児童数 (予定)	所在区	所在地	電話番号	FAX番号
1	大鳥	545	中	本牧町一丁目251	621-7700	622-4694
2	北方	615	中	諏訪町29	621-2966	622-4392
3	立野	567	中	立野76	622-9381	622-4659
4	本町	613	中	花咲町三丁目86	231-0141	262-5065
5	本牧	397	中	本牧和田5-1	621-9096	622-8486
6	本牧南	254	中	本牧元町44-1	622-5725	622-8398
7	間門	681	中	本牧間門29-1	622-0005	622-5949
8	元街	518	中	山手町36	681-7810	662-5842
9	山元	336	中	山元町3-152	641-4857	663-2592
10	磯子	527	磯子	久木町11-1	751-0765	753-4394
11	岡村	376	磯子	岡村四丁目7-1	752-3443	754-6397
12	さわの里	307	磯子	上中里町548	773-1211	772-4875
13	山王台	346	磯子	磯子五丁目2-1	755-1107	754-6467
14	汐見台	753	磯子	汐見台3-6	761-1561	754-6409
15	杉田	664	磯子	杉田一丁目8-1	771-0649	772-4796
16	滝頭	571	磯子	丸山二丁目25-1	751-0344	761-9392
17	根岸	633	磯子	西町2-46	751-6723	755-0649
18	梅林	480	磯子	杉田五丁目13-1	773-0341	772-4862
19	浜	709	磯子	磯子台23-1	761-0171	761-9409
20	屏風浦	622	磯子	森三丁目11-1	761-2001	761-9413
21	森東	237	磯子	森一丁目4	752-1432	754-6429
22	洋光台第一	556	磯子	洋光台一丁目4-1	833-0014	834-3925
23	洋光台第二	470	磯子	洋光台四丁目15-1	833-1271	834-3895
24	洋光台第三	276	磯子	洋光台二丁目4-1	833-1200	834-3892
25	洋光台第四	269	磯子	洋光台六丁目6-1	833-1205	834-3843
26	金沢	438	金沢	町屋町26-26	781-2401	701-1046
27	釜利谷	351	金沢	釜利谷東六丁目37-1	781-2468	701-4794
28	西金沢学園 (西金沢義務教育 学校前期・後期課 程)	657	金沢	釜利谷西四丁目19-1	784-0921	701-8045
29	釜利谷東	371	金沢	釜利谷東二丁目12-1	783-9398	701-9817
30	釜利谷南	268	金沢	釜利谷南四丁目12-1	782-3630	783-6049
31	小田	573	金沢	富岡西一丁目69-1	775-3011	773-9347
32	瀬ヶ崎	349	金沢	六浦東三丁目2-1	781-2446	701-4892
33	大道	335	金沢	大道二丁目3-1	781-2423	701-4796

34	高舟台	347	金沢	高舟台一丁目35-1	783-8012	701-9816
35	並木第一	337	金沢	並木一丁目7-1	774-0521	773-6948
36	並木第四	241	金沢	並木三丁目10-1	701-3506	701-9890
37	並木中央	316	金沢	並木一丁目25-1	771-5102	773-9014
38	西柴	534	金沢	西柴四丁目23-1	783-1182	701-5014
39	西富岡	568	金沢	富岡西五丁目49-1	772-1791	773-6794
40	能見台	394	金沢	能見台三丁目32-1	771-8771	773-9029
41	能見台南	415	金沢	能見台六丁目3-1	785-3408	785-3420
42	八景	371	金沢	泥亀一丁目21-2	781-2434	701-4870
43	文庫	413	金沢	寺前二丁目21-7	781-3368	701-4873
44	六浦	410	金沢	六浦三丁目11-1	782-5331	701-4603
45	六浦南	389	金沢	六浦南三丁目22-1	785-3244	783-6984
	45校分合計	20,399				

8 部分払

する (12 回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)
学校給食牛乳パック等 古紙のリサイクル業務	4月～3月	(60,158)	kg		()

※単価及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算金額の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	()
内訳 業務価格	()
消費税及び地方消費税相当額	()

横浜市教育委員会事務局

工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル 業務	(60,158)	kg		()	内訳のとおり
小 計				()	
消費税及び地方消費税相当額				()	
合 計				()	

内 訳

直接経費

工 種	総処理量	単 位	単価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル業務	(60,158)	kg		()	総処理量は内訳表-1参照
合 計	(60,158)			()	

内訳表－1（種別年間排出量）

工 種	1日あたり排出量	単 位	給食実施日	総排出量	摘 要
牛乳パック	(319.990)	kg	178	()	1日あたり排出量は内訳表-2参照 (1kg未満四捨五入)
プルーン発酵乳パック	(319.990)	kg	10	()	1日あたり排出量は内訳表-3参照 (1kg未満四捨五入)
合 計		kg	188	()	総処理量

内訳表－2（牛乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
港南区 (21校)	(0.011)	kg	9,306	()	
戸塚区 (28校)	(0.011)	kg	14,004	()	
栄区 (15校)	(0.011)	kg	5,780	()	
合 計			29,090	()	1日あたり排出量

内訳表－3（プルーン発酵乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
港南区 (21校)	(0.011)	kg	9,306	()	
戸塚区 (28校)	(0.011)	kg	14,004	()	
栄区 (15校)	(0.011)	kg	5,780	()	
合 計			29,090	()	1日あたり排出量

No.	学校名 (特別支援・義務教育学校以外は小学校)	児童数 (予定)	所在区	所在地	電話番号	FAX番号
1	上大岡	348	港南	上大岡東三丁目11-1	842-6161	842-2498
2	港南台第一	581	港南	港南台六丁目7-1	832-0210	832-7771
3	港南台第二	297	港南	港南台五丁目4-1	831-7676	833-9742
4	港南台第三	280	港南	港南台二丁目14-1	833-0251	833-9204
5	小坪	283	港南	港南台四丁目11-1	832-0617	833-9042
6	桜岡	556	港南	大久保一丁目6-43	842-2783	842-5425
7	下永谷	815	港南	東永谷一丁目36-1	822-7344	826-0695
8	下野庭	481	港南	野庭町602	841-9488	841-6981
9	芹が谷	354	港南	芹が谷三丁目32-1	822-4568	826-0653
10	芹が谷南	312	港南	芹が谷四丁目22-1	823-6351	826-0946
11	相武山	528	港南	上永谷一丁目7-5	841-9288	841-6589
12	永野	565	港南	上永谷二丁目21-10	843-8556	842-9143
13	永谷	440	港南	下永谷五丁目48-15	823-3341	826-1003
14	野庭すずかけ	239	港南	野庭町346-2	842-3105	842-1661
15	日限山	432	港南	日限山二丁目16-1	841-6561	841-8793
16	日下	615	港南	笹下三丁目9-1	843-7839	842-5463
17	日野	345	港南	日野七丁目11-1	842-1118	842-9213
18	日野南	346	港南	日野南六丁目35-1	845-3037	845-9476
19	丸山台	328	港南	丸山台三丁目8-1	843-9631	844-4938
20	南台	604	港南	港南五丁目6-1	842-1478	842-4362
21	吉原	557	港南	日野二丁目20-40	843-8143	842-3424
22	秋葉	976	戸塚	秋葉町392-1	811-6771	812-2915
23	柏尾	650	戸塚	柏尾町1317	822-0277	826-1808
24	上矢部	654	戸塚	上矢部町1463-4	812-3720	812-6029
25	川上	284	戸塚	秋葉町203-2	811-9345	811-5961
26	川上北	581	戸塚	川上町63-1	822-0845	826-1175
27	汲沢	500	戸塚	汲沢三丁目6-1	864-8698	861-2059
28	倉田	431	戸塚	上倉田町1426-6	862-3280	862-1445
29	小雀	430	戸塚	小雀町1845	851-1808	853-0218
30	境木	502	戸塚	平戸三丁目48-1	822-8670	826-1050
31	品濃	686	戸塚	品濃町504-1	824-0651	826-2183
32	下郷	483	戸塚	戸塚町2447-2	862-3826	862-3832
33	大正	473	戸塚	原宿四丁目17-1	851-0755	851-2093
34	戸塚	988	戸塚	戸塚町132	881-0049	881-9804

35	鳥が丘	540	戸塚	鳥が丘53	864-5131	861-5212
36	名瀬	398	戸塚	名瀬町776	811-8101	812-2165
37	東汲沢	423	戸塚	汲沢一丁目16-1	861-5531	861-6039
38	東品濃	510	戸塚	品濃町559	824-5831	826-2251
39	東戸塚	1,055	戸塚	吉田町88	871-1055	861-3538
40	東俣野	312	戸塚	東俣野町1103-1	852-6103	852-0293
41	平戸	601	戸塚	平戸町542	821-2329	826-2005
42	平戸台	234	戸塚	平戸町1165	824-4351	826-2007
43	深谷	225	戸塚	深谷町1688-2	852-0211	853-0314
44	舞岡	400	戸塚	舞岡町534	824-7327	826-2227
45	南戸塚	387	戸塚	戸塚町2790-3	881-8669	862-1351
46	南舞岡	225	戸塚	南舞岡四丁目15-1	823-4120	826-2030
47	矢部	697	戸塚	矢部町1698	871-3408	862-2106
48	横浜深谷台	316	戸塚	深谷町1312-1	852-0464	853-1026
49	東俣野特別支援	43	戸塚	東俣野町1103-1	851-9631	851-9632
50	飯島	485	栄	飯島町771-2	861-1636	861-8217
51	笠間	519	栄	笠間三丁目28-1	892-6602	891-9549
52	桂台	315	栄	桂台南一丁目1-1	891-8000	894-9384
53	上郷	499	栄	犬山町6-1	894-0761	895-6193
54	公田	224	栄	公田町354-3	891-5518	895-4199
55	小菅ヶ谷	468	栄	本郷台四丁目31-1	893-1218	894-2145
56	小山台	222	栄	小山台一丁目15-1	894-5451	895-5692
57	桜井	310	栄	上郷町242-2	893-0140	892-9276
58	庄戸	297	栄	庄戸一丁目15-1	894-0757	895-6947
59	千秀	209	栄	田谷町1832	851-6950	853-0782
60	豊田	463	栄	長沼町125-4	881-0275	862-2041
61	西本郷	578	栄	小菅ヶ谷二丁目22-1	892-2559	894-9745
62	本郷	568	栄	中野町16-1	891-6813	893-4598
63	本郷台	439	栄	本郷台一丁目6-1	893-4010	894-6795
64	本郷特別支援	184	栄	小菅ヶ谷三丁目37-12	894-2952	894-2954
	64校分合計	29,090				

受付番号	種目番号	連絡先	教育委員会事務局健康教育・食育課 担当者名 武藤 電話 (045)-671-4136
------	------	-----	---

設 計 書

- 1 委託名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その5 (旭区ほか2区)
- 2 履行場所 横浜市立市沢小学校 ほか 43校
- 3 履行期間
又は期限 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 期限 令和 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約条項

- 6 現場説明 不要
- 7 委託概要 横浜市立の給食実施校において、給食実施に伴い排出された
牛乳パック等古紙を、各学校から収集し、リサイクルする。

横浜市教育委員会事務局

8 部分払

- する (12 回以内)
 しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)
学校給食牛乳パック等 古紙のリサイクル業務	4月～3月	(42,722)	kg		()

※単価及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算金額の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	()
内訳 業務価格	()
消費税及び地方消費税相当額	()

横浜市教育委員会事務局

工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル 業務	(42,722)	kg		()	内訳のとおり
小 計				()	
消費税及び地方消費税相当額				()	
合 計				()	

内 訳

直接経費

工 種	総処理量	単 位	単価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル業務	(42,722)	kg		()	総処理量は内訳表-1参照
合 計	(42,722)			()	

内訳表－1（種別年間排出量）

工 種	1日あたり排出量	単 位	給食実施日	総排出量	摘 要
牛乳パック	(226.542)	kg	178	()	1日あたり排出量は内訳表-2参照 (1kg未満四捨五入)
プルーン発酵乳パック	(239.770)	kg	10	()	1日あたり排出量は内訳表-3参照 (1kg未満四捨五入)
合 計		kg	188	()	総処理量

内訳表－2（牛乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
旭区（8校）※1	(0.009)	kg	3,307	()	
旭区（10校）※2	(0.011)	kg	5,123	()	
泉区（15校）	(0.011)	kg	7,216	()	
瀬谷区（11校）	(0.011)	kg	5,550	()	
合 計			21,196	()	1日あたり排出量

※1：対象は「別紙」旭区内の市沢、今宿、左近山、白根、都岡、鶴ヶ峯、若葉台特別支援、左近山特別支援の8校

※2：対象は「別紙」旭区内の※1対象校を除いた10校

内訳表－3（プルーン発酵乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
旭区（8校）※1	(0.013)	kg	3,307	()	
旭区（10校）※2	(0.011)	kg	5,123	()	
泉区（15校）	(0.011)	kg	7,216	()	
瀬谷区（11校）	(0.011)	kg	5,550	()	
合 計			21,196	()	1日あたり排出量

※1：対象は「別紙」旭区内の市沢、今宿、左近山、白根、都岡、鶴ヶ峯、若葉台特別支援、左近山特別支援の8校

※2：対象は「別紙」旭区内の※1対象校を除いた10校

No.	学校名 (特別支援・義務 教育学校以外は小 学校)	児童数 (予定)	所在区	所在地	電話番号	FAX番号
1	市沢	358	旭	市沢町781	373-4511	381-7402
2	今宿	609	旭	今宿東町829	951-2240	951-1240
3	左近山	527	旭	左近山1997-2	351-7856	351-7398
4	白根	620	旭	中白根一丁目9-1	951-2276	951-1206
5	都岡	391	旭	都岡町4-8	951-2347	951-1211
6	鶴ヶ峯	591	旭	鶴ヶ峰一丁目42	373-6731	381-7405
7	若葉台特別支援	166	旭	若葉台二丁目1-1	923-1300	923-1305
8	左近山特別支援	45	旭	左近山1011-2	352-1580	352-1582
9	希望ヶ丘	531	旭	中希望ヶ丘124	391-0117	391-0118
10	笹野台	513	旭	笹野台四丁目48-1	362-0450	362-0401
11	さちが丘	682	旭	さちが丘110-1	361-0777	361-0787
12	善部	486	旭	善部町4-1	364-5155	364-5164
13	中尾	293	旭	中尾一丁目8-1	364-9700	364-9705
14	中沢	675	旭	中沢三丁目25-1	363-5886	361-6969
15	東希望ヶ丘	511	旭	東希望ヶ丘155	364-8282	364-8257
16	二俣川	617	旭	二俣川一丁目33	364-5151	364-5159
17	万騎が原	408	旭	大池町66	351-5648	351-7364
18	南本宿	407	旭	南本宿町79	351-3383	352-6403
19	飯田北いちょう	165	泉	上飯田町3795	802-3441	805-4017
20	和泉	367	泉	和泉中央北一丁目31-13	803-0023	801-7967
21	いずみ野	303	泉	和泉町6211	804-0771	804-7936
22	伊勢山	336	泉	和泉中央南二丁目27-1	804-1691	805-4096
23	岡津	469	泉	岡津町2311	811-4104	812-4586
24	上飯田	403	泉	上飯田町1331	802-3545	801-2758
25	葛野	491	泉	中田南五丁目15-1	803-6401	804-4592
26	下和泉	400	泉	和泉町1436	803-6301	804-2602
27	新橋	579	泉	新橋町909	811-2550	812-4071
28	中田	748	泉	中田南四丁目4-1	802-1902	801-2744
29	中和田	649	泉	和泉中央南四丁目9-1	802-2453	801-2743
30	中和田南	305	泉	和泉町987	802-0979	801-2753
31	西が岡	463	泉	西が岡三丁目12-11	814-3603	814-3372
32	東中田	502	泉	中田東四丁目43-1	802-0500	801-4089
33	緑園学園 (緑園義務教育 学校前期課程前 期・後期課程)	1,036	泉	緑園五丁目28	811-6710	812-5894

No.	学校名 (特別支援・義務 教育学校以外は小 学校)	児童数 (予定)	所在区	所在地	電話番号	FAX番号
34	相沢	296	瀬谷	相沢二丁目56-1	301-0365	301-0364
35	阿久和	72	瀬谷	阿久和南四丁目8-2	364-2612	364-2618
36	上瀬谷	356	瀬谷	瀬谷町7140	301-0097	301-0079
37	瀬谷	676	瀬谷	相沢四丁目1-1	301-1025	301-1054
38	瀬谷さくら	351	瀬谷	下瀬谷三丁目58-1	303-0803	303-0864
39	瀬谷第二	574	瀬谷	橋戸二丁目41-1	301-0400	301-0405
40	大門	550	瀬谷	本郷三丁目47-5	302-5631	302-5671
41	原	905	瀬谷	阿久和東四丁目33-1	362-2020	362-2133
42	二つ橋	455	瀬谷	二ツ橋町507	364-5122	364-5144
43	三ツ境	617	瀬谷	三ツ境157	391-5068	391-5046
44	南瀬谷	698	瀬谷	南瀬谷一丁目1-1	301-0101	301-0106
	44校分合計	21,196				

受付番号	種目番号	連絡先	教育委員会事務局健康教育・食育課 担当者名 武藤 電話 (045)-671-4136
------	------	-----	---

設 計 書

- 1 委託名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その6（緑区ほか2区）
- 2 履行場所 横浜市立鴨居小学校 ほか 31校
- 3 履行期間
又は期限 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 期限 令和 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約条項

- 6 現場説明 不要
- 7 委託概要 横浜市立の給食実施校において、給食実施に伴い排出された
牛乳パック等古紙を、各学校から収集し、リサイクルする。

横浜市教育委員会事務局

8 部分払

- する (12 回以内)
- しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)
学校給食牛乳パック等 古紙のリサイクル業務	4月～3月	(29,846)	kg		()

※単価及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算金額の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	()
内訳 業務価格	()
消費税及び地方消費税相当額	()

横浜市教育委員会事務局

工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル 業務	(29,846)	kg		()	内訳のとおり
小 計				()	
消費税及び地方消費税相当額				()	
合 計				()	

内 訳

直接経費

工 種	総処理量	単 位	単価	金 額	摘 要
古紙収集及びリサイクル業務	(29,846)	kg		()	総処理量は内訳表-1参照
合 計	(29,846)			()	

内訳表－1（種別年間排出量）

工 種	1日あたり排出量	単 位	給食実施日	総排出量	摘 要
牛乳パック	(155.088)	kg	178	()	1日あたり排出量は内訳表-2参照 (1kg未満四捨五入)
プルーン発酵乳パック	(224.016)	kg	10	()	1日あたり排出量は内訳表-3参照 (1kg未満四捨五入)
合 計		kg	188	()	総処理量

内訳表－2（牛乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
緑区（6校）	(0.009)	kg	3,167	()	
青葉区（16校）	(0.009)	kg	8,398	()	
都筑区（10校）	(0.009)	kg	5,667	()	
合 計			17,232	()	1日あたり排出量

内訳表－3（プルーン発酵乳パック区別排出量）

工 種	1パックあたりの重さ	単 位	児童数	排出量	摘 要
緑区（6校）	(0.013)	kg	3,167	()	
青葉区（16校）	(0.013)	kg	8,398	()	
都筑区（10校）	(0.013)	kg	5,667	()	
合 計			17,232	()	1日あたり排出量

No.	学校名 (特別支援・義務 教育学校以外は小 学校)	児童数 (予定)	所在区	所在地	電話番号	FAX番号
1	鴨居	513	緑	鴨居四丁目7-15	931-2062	934-3498
2	竹山	194	緑	竹山三丁目1-16	932-6394	931-9249
3	中山	596	緑	中山四丁目16-1	931-8660	931-8663
4	新治	226	緑	新治町768	931-2061	934-2985
5	三保	932	緑	三保町1867	931-1026	937-0429
6	森の台	706	緑	森の台13-1	931-2047	934-4289
7	青葉台	675	青葉	桜台47	983-1061	983-4919
8	市ヶ尾	740	青葉	市ヶ尾町1632-1	973-5722	972-5495
9	美しが丘西	520	青葉	美しが丘西二丁目48-1	902-0450	902-0452
10	美しが丘東	506	青葉	美しが丘二丁目25	901-0931	904-4906
11	荏田西	792	青葉	荏田西四丁目5-1	911-4481	913-0122
12	榎が丘	573	青葉	榎が丘29	983-1067	983-5284
13	桂	393	青葉	桂台一丁目4	961-7211	961-7175
14	鴨志田第一	265	青葉	鴨志田町805-6	962-2750	961-1469
15	鴨志田緑	364	青葉	鴨志田町532	962-2261	961-1549
16	鉄	193	青葉	鉄町427	971-4016	971-6458
17	黒須田	557	青葉	黒須田34-1	972-0755	972-0722
18	新石川	638	青葉	新石川三丁目12-1	911-6281	912-4892
19	田奈	512	青葉	田奈町51-13	981-0009	981-9743
20	奈良	562	青葉	奈良町1541-2	962-1063	961-1409
21	藤が丘	582	青葉	藤が丘二丁目30-3	971-4121	972-5348
22	もえぎ野	526	青葉	もえぎ野16	973-4045	973-9624
23	荏田東第一	350	都筑	荏田東三丁目5-1	941-7630	942-9464
24	折本	613	都筑	折本町1321	942-6664	942-4970
25	勝田	734	都筑	勝田町266	592-3612	592-9542
26	川和	539	都筑	川和町1463	931-2272	934-4423
27	川和東	850	都筑	富士見が丘21-2	942-8130	942-9941
28	すみれが丘	337	都筑	すみれが丘34	592-0031	592-0035
29	茅ヶ崎台	712	都筑	長坂13-1	942-8510	942-9943
30	都田	496	都筑	池辺町2831	941-2049	942-8942
31	中川西	603	都筑	中川一丁目3-1	912-1286	912-3795
32	山田	433	都筑	東山田三丁目29-1	592-3615	592-9642
	32校分合計	17,232				

学校給食牛乳パック等古紙のリサイクル業務委託仕様書（共通）

本仕様書は、横浜市教育委員会事務局（以下「甲」という。）が横浜市立学校給食実施に伴い排出される牛乳パック等古紙のリサイクル業務を、受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、当該委託業務を適正に履行するために必要な事項を定めるものである。

1 件 名

学校給食牛乳パック等古紙のリサイクル業務委託

2 回収場所

横浜市立の給食実施校（別紙「牛乳パック等古紙回収対象校」のとおり）

3 回収品及びその形状等

学校給食実施に伴い排出される牛乳及びプルーン発酵乳の空きパック。

開封、洗浄、乾燥を行った状態で保管用の段ボール箱、容器、ビニール袋等に入れ、各学校の所定の場所に保管している。

4 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 引取場所及び引取回数

乙は、甲が別紙で指定する学校から、1校につき週1回、上記3に示す古紙を回収し、引取る。ただし、甲及び学校からの申し出があった場合又は学校の下承があった場合は、回収頻度の増減、又は一定期間回収を取りやめることも可とする。

6 回 収

（1）回収場所

別紙で指定する学校について行うものとする。ただし、学校の工事その他の突発的理由で回収先を変更する場合は、甲は変更内容を指示するものとする。乙はその指示に従って回収先を変更するものとする。学校ごとの詳細な回収場所は、学校が指定する。

（2）回収日及び時間

各学校から回収する頻度は1校につき原則として1週間に1回とし、回収時間は土曜・日曜及び休日を除く日の8時から16時45分までの間とする。ただし、事前に学校の許可を得た場合に限り、土曜日・休日を回収日に設定することができる。また、休校日その他の回収不能日として学校ごとに指定があった日には、当該校と協議し、必要に応じて代替収集日を設定すること。

校門が施錠されている時間に回収を行う場合は、乙は、開錠方法について事前に学校と協議するものとする。

(3) 夏季長期休暇前までの排出分の回収

学校の夏季長期休暇前までに出された古紙は、原則として7月中に全て回収すること。

(4) 回収対象

回収の対象は、上記3に示すとおり。洗浄・乾燥状態により回収不能な状態の古紙については回収の対象としないが、その場合、乙は当該学校に対して洗浄・乾燥等についての指示を行うこと。

保管用の段ボール箱、容器、ビニール袋等については、原則として回収の対象としないが、学校から申し出があった場合は、古紙と併せて回収するものとする。

なお、回収にあたり専用コンテナ等の物品を必要とする場合は、乙が学校に無償で貸与するものとする。

(5) 検量書（引取書）および報告書

乙は、回収する古紙について毎回検量を行い、検量書を作成する。また、毎日の回収量を月ごとにまとめた報告書を作成し、検量書と併せて毎月甲に提出するものとする。

(6) 着手前の準備

ア 回収ルート表の作成

乙は、事前に試走を行った上で回収ルート表を作成し、令和4年3月31日（木）17時までに、教育委員会事務局健康教育・食育課に提出すること。回収ルート表は上記（2）で指定する回収時間を遵守できる内容のものであること。

イ 保管用段ボール箱の配布

乙は、牛乳パック等古紙を各学校において保管するための段ボール箱について、学校から希望する旨の申し出があった場合は、当該学校と協議の上、必要個数を無償配布するものとする。段ボール箱の仕様については、以下を参考にすること。

サイズ：縦 31.5cm、横：42cm、高さ：26.0cm（収容枚数：牛乳パック約 800 枚）

ウ 保管用容器の貸与

上記イに示す保管用段ボール箱の配布に代えて、プラスチック等の容器を貸与することも可とする。学校から希望する旨の申し出があった場合は、当該学校と協議の上、必要個数を無償配布するものとする。

(7) 運搬

ア 運搬車両は、回収物が飛散するおそれのない構造であることとする。

イ 使用車両のナンバーを事前に甲に書面で報告するものとする。

7 引取後の処理

乙は引取った古紙を適正にリサイクルすることとし、リサイクルの方法を甲に報告すること。

また、リサイクルを目的に他業者に引渡す場合は、その引渡先業者の所在地・名称を甲に報告すること。

8 再生品サンプルの提供

乙は、引取った古紙から再生された再生品のサンプルを各学校に提供すること。提供回数は、原則として1校あたり1回とする。提供する際には、再生品の用途や再生の過程についての説明書を添付すること。

また、提供時期等については、甲と協議することとし、学校に提供する再生品サンプルおよび説明書と同様のものを甲に提供するものとする。

9 その他

- (1) 乙は、委託契約約款第32条第1項に基づいて部分払を請求するときは、同約款同条第3項の履行の完了部分の確認請求は検量書に基づいて行うものとする。
- (1) 回収・運搬時に当たっては、荷崩れ等のないよう充分対策を講じること。
- (2) 作業の実施に当たっては、安全に万全を期し、車両による事故防止に十分留意すること。
- (3) 回収車両等の学校周辺及び敷地内への進入及び搬出経路については、履行前に学校と十分に打合せを行い、その指示に従うこと。
- (4) 作業中、交通事故ほか事故があった場合は、すぐに甲に一報を入れるとともに、早急に書面で報告すること。
- (5) 作業中に児童、生徒、来校者及び職員に損害を与えたとき、または、学校施設及び設備を破損したときは、ただちに甲及び学校長に一報を入れるとともに、早急に書面で報告すること。また、学校長等の指示に従い補償または現状復旧すること。
- (6) 当該業務の履行に関して、牛乳納入業者の変更により回収量等の変更が生じた場合は、委託契約約款第14条及び第15条の規定等に基づいて、甲が乙に通知を行い、条件の変更を行うものとする。条件の変更は、甲と乙とが協議して定めるものとする。
- (7) その他、当該業務の履行に関して、疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議のうえ解決するものとする。

委託契約書

収入印紙添付 欄 (抜粋)	
100万円以下	20円
200万円以下	40円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

- 1 委託名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その1 (鶴見区ほか2区)
- 2 履行場所 横浜市立旭小学校 ほか 32校
- 3 契約期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

- 5 契約区分 確定契約 [前金払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
 概算契約 [概算払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
- 6 部分払 しない する (12回以内)
- 7 部分払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 8 分割払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
古紙リサイクル業務	4月～3月	(35,302)	Kg		()

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

- 10委託代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内) 横浜市水道局出納取扱金融機関 横浜市交通局出納取扱金融機関

- 11 契約保証金 免除 _____ 円

- 12 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 _____ とは、おのの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10
 横浜市
 契約事務受任者 横浜市 教育次長

Ⓜ

受託者 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

Ⓜ

委託契約書

収入印紙添付 欄 (抜粋)	
100万円以下	20円
200万円以下	40円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

- 1 委託名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その2 (西区ほか2区)
- 2 履行場所 横浜市立東小学校 ほか 41校
- 3 契約期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

- 5 契約区分 確定契約 [前金払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
 概算契約 [概算払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
- 6 部分払 しない する (12回以内)
- 7 部分払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 8 分割払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
古紙リサイクル業務	4月～3月	(36,488)	Kg		()

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

- 10委託代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内) 横浜市水道局出納取扱金融機関 横浜市交通局出納取扱金融機関

- 11 契約保証金 免除 _____ 円

- 12 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 _____ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10
 横浜市
 契約事務受任者 横浜市 教育次長

Ⓜ

受託者 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

Ⓜ

委託契約書

収入印紙添付 欄 (抜粋)	
100万円以下	20円
200万円以下	40円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

- 1 委託名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その3 (中区ほか2区)
- 2 履行場所 横浜市立大鳥小学校 ほか 44校
- 3 契約期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

- 5 契約区分 確定契約 [前金払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
 概算契約 [概算払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
- 6 部分払 しない する (12回以内)
- 7 部分払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 8 分割払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
古紙リサイクル業務	4月～3月	(42,185)	Kg		()

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

- 10委託代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内) 横浜市水道局出納取扱金融機関 横浜市交通局出納取扱金融機関

- 11 契約保証金 免除 _____ 円

- 12 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 _____ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10
 横浜市
 契約事務受任者 横浜市 教育次長

Ⓧ

受託者 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

Ⓧ

委託契約書

収入印紙添付 欄 (抜粋)	
100万円以下	20円
200万円以下	40円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

- 1 委託名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その4 (港南区ほか2区)
- 2 履行場所 横浜市立上大岡小学校 ほか 63校
- 3 契約期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

- 5 契約区分 確定契約 [前金払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
 概算契約 [概算払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
- 6 部分払 しない する (12回以内)
- 7 部分払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 8 分割払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
古紙リサイクル業務	4月～3月	(60, 158)	Kg		()

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

- 10委託代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内) 横浜市水道局出納取扱金融機関 横浜市交通局出納取扱金融機関

- 11 契約保証金 免除 _____ 円

- 12 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 _____ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10
 横浜市
 契約事務受任者 横浜市 教育次長

Ⓜ

受託者 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

Ⓜ

委託契約書

収入印紙添付 欄 (抜粋)	
100万円以下	20円
200万円以下	40円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

- 1 委託名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その5 (旭区ほか2区)
- 2 履行場所 横浜市立市沢小学校 ほか 43校
- 3 契約期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

- 5 契約区分 確定契約 [前金払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
 概算契約 [概算払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
- 6 部分払 しない する (12回以内)
- 7 部分払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 8 分割払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
古紙リサイクル業務	4月～3月	(42,722)	Kg		()

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

- 10委託代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内) 横浜市水道局出納取扱金融機関 横浜市交通局出納取扱金融機関

- 11 契約保証金 免除 _____ 円

- 12 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 _____ とは、おのの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10
 横浜市
 契約事務受任者 横浜市 教育次長

Ⓜ

受託者 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

Ⓜ

委託契約書

収入印紙添付 欄 (抜粋)	
100万円以下	20円
200万円以下	40円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

- 1 委託名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その6 (緑区ほか2区)
- 2 履行場所 横浜市立鴨居小学校 ほか 31校
- 3 契約期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

- 5 契約区分 確定契約 [前金払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
 概算契約 [概算払 しない する (分割払 (回) 一括払)]
- 6 部分払 しない する (12回以内)
- 7 部分払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 8 分割払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり
- 9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
古紙リサイクル業務	4月～3月	(29,846)	Kg		()

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

- 10委託代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内) 横浜市水道局出納取扱金融機関 横浜市交通局出納取扱金融機関

- 11 契約保証金 免除 _____ 円

- 12 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 _____ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10
 横浜市
 契約事務受任者 横浜市 教育次長

Ⓧ

受託者 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

Ⓧ

委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。

3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。

4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき

(2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき

(3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、間（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とは協議して定める。

質 問 書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

担 当 部 署

担 当 者 氏 名

電 話 番 号

契約番号

契約件名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その

上記件名にかかる仕様（設計）書の内容等について、次のとおり質問します。

項目（ページ数等）	質 問 内 容

（注意）仕様（設計）書の内容等について質問がある場合は、「調達公告」又は「発注情報詳細」に記載された、質問締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、健康教育・食育課へ電子メールで送信すること（特定調達に係る案件を除く）。

なお、送信した場合は送信した旨を健康教育・食育課へ必ず電話で連絡すること。

詳細は http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toiawase_jouken3.html

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和5年1月31日

種目名 資源化委託

	契約番号	件名
1	—	学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

（注意）種目別に提出してください。

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものと

委 託 業 務 経 歴 書

横浜市契約事務受任者

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約番号 _____ 件名 学校給食牛乳パック等古紙リサイクル業務委託その

※一般競争入札の場合は、契約番号又は公告番号を記入してください。

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

注 文 者	受 注 区 分	件 名	業 務 内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 期 間
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

(注意) 1 案件ごとに提出してください。

2 設計図書に基づく業務又はこれと同種の業務について、完了したものを記載してください。

なお、注文者は、官公庁・民間を問いません。

3 下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を（ ）で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

入札（見積）書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印※

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。これによらない方法での入札（見積り）を指示された場合は、それに従うこと。

契約番号 _____

件 名 _____

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部署名（任意）	ふり 氏	がな 名
	連絡先		
担 当 者	部署名（任意）	ふり 氏	がな 名
	連絡先		

(注意)

- 1 入札の場合、押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とする。
- 2 入札の場合、「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、無効とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 入札の場合、「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 5 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。
- 6 契約番号は、ある場合に記入すること。ない場合には空欄でも可とする。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法 (□随意契約のため、在籍確認不要)	通知書・申請書類・本人確認書類 () 電話・その他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

入 札 辞 退 届

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩※

次の入札について、都合により辞退したいのでお届けいたします。

契約番号

件 名

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部署名 (任意)	ふり 氏	がな 名
	連 絡 先		
担 当 者	部署名 (任意)	ふり 氏	がな 名
	連 絡 先		

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、不受理とする。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、不受理とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、不受理とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 5 契約番号は、ある場合に記入すること。ない場合には空欄でも可とする。

横 浜 市 使 用 欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	申請書類・通知書・本人確認書類 () 電話・メールアドレス・FAX番号 その他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	